

消火栓使用についてのお願い

消火栓は水道本管に直接つながっているため、使い方を間違えると、水道水の濁りや水圧低下が発生します。

消火訓練を実施するときは、次のことに十分注意し、水道水に悪影響が出ないように、注意してください。

1. 「消火栓使用届」を提出してください。

使用日の2週間前までに必ず使用する消火栓の位置図を添付して提出してください。

(提出先)

- ・長浜市の消火栓 → 長浜水道企業団
長浜水道企業団北部営業所
- ・旧近江町地域の消火栓 → 米原市役所防災危機管理課

※私設消火栓の場合は、1栓600円の手数料をいただきます。

2. 使用時間は、午前9時から午後3時までです。

水道の使用量が多い早朝や夕方の使用は、水道水の濁りの原因となるので控えてください。

3. 消火栓はゆっくり操作してください。

急激な操作や大量の放水は、水道水の濁りや消火栓の故障の原因になります。

- ・消火栓の開け方：ゆっくりと開け、1回転で止めてください。
複数の消火栓を使用する場合は、1栓ずつ順番に開けてください。
- ・消火栓の閉め方：水が濁っていないか確認し、濁りが無くなってからゆっくり閉めてください。

※ 天候などにより使用を中止する場合は、長浜水道企業団に連絡してください。

※ 水道水が濁る可能性のあるときは、職員が立ち会うことがあります。

※ 道路上の消火栓を使用する場合は、通行車両に十分注意し、事故のないようにしてください。通行制限が必要な場合は、道路管理者と協議してください。

長浜水道企業団 工務課
TEL62-4103
FAX63-6819